

『史記』「將相年表」倒書考

影山輝國

はじめに

『史記』卷二十二「漢興以来將相名臣年表第十」を披いて眺めたとき、誤記誤植ではないかと錯覚してしまった不思議な現象が目に飛び込んでくることがある。それは処々に現れる下から上に向かつて、上下逆さまに書かれた文字列である。^(一)あまりに数が多いから誤記誤植にしてはおかしいと気づくものではあるが、なぜ逆さまになつているのか意味がわからない。数えてみると六十八条もある。大部分は、將相名臣たちが罷免や死去などで官職を去つた記事なので、官職に就任した場合と区別するために、逆さまに書いてあるのかと思われるのであるが、問題はさほど容易ではない。

「將相年表」には、皇帝の在位を示す紀年欄と重大事件を記す「大事記」欄の一欄の下に、「相位」「將位」「御史大夫位」の三欄があり、この三欄にそれぞれの官職に去就する人名等が書かれているはずなのに、逆さまの文字列だけは本来書かるべき欄の一段上の欄に記されているのである。さらに問題を複雑にしているのは、古來この表は司馬遷自筆のままのものではないとする議論があることである。小論はこれらの問題点に関して過去の議論を整理し、い

さきかの愚見を加えんとするものである。

—

現行の「將相年表」が司馬遷の手に成るものだと断定することを躊躇させる事実が二つある。

第一は、司馬遷の死後、「史記」はこの表を含む十篇が「佚した」と言われていることである。

後漢の班彪は『史記』の後伝数十篇を作った際、その「略論」において、

太史令司馬遷・作本紀・世家・列伝・書・表凡百三十篇、而十篇缺焉。
と、十篇が缺けていることを述べている。その子の班固も『漢書』藝文志で、

太史公百三十篇。十篇有錄無書。

と、十篇が「有錄無書」であると言つてはいる。彼は「司馬遷伝」の中でも、

凡百三十篇、五十二万六千五百字、為太史公書・遷之自叙云爾。而十篇缺、有錄無書。

と言つてはいるが、班彪・班固父子ともに、その十篇が具体的に何を指すのかについて言及していない。

三国魏の張晏になると、司馬遷の死後亡逸した篇として

遷没之後、亡景紀・武紀・礼書・樂書・律書・漢興已來將相年表・日者列伝・三王世家・龜策列伝・傅靳刪列伝。
元成之間、褚先生補闕、作武帝紀・三王世家・龜策・日者列伝、言辭鄙陋、非遷本意也。(太史公自序集解引)
と、具体的に十の名を挙げている。

(『後漢書』班彪伝上)

班彪・班固父子の言う十篇が、張晏の言う十の具体的篇名に合致する保証はないが、かりに合致するとすれば、司馬遷の手に成る「将相年表」はすでに班彪の頃には亡逸して⁽³⁾いたことになる。合致しなかつたとしても、魏の頃には「将相年表」は亡佚したとの説が生まれていたことになる。

第二は、「史記」十表のうち、この表だけに序がついていないことである。

現行の『史記』十表には、すべての表に「太史公曰」か「太史公讖」で始まる序が附いている⁽⁴⁾。ところが、「将相年表」だけには一字の序もなく、いきなり表が始まつていて、何らかの事由があることをうかがわせる。

第三は、この表には司馬遷の死後の記事が書かれていることである。

司馬遷の没年は明確ではないが、王国維の、

史公卒年雖未可遽知、然視為与武帝相終始、當無大誤也。

（『觀堂集林』卷十一「太史公行年考」）

なる言の如く、武帝の末年（前八七年）前後とするのが穩当であろう。しかしながらこの表には成帝の鴻嘉元年（前二十年）の記事までが書かれているのである。

以上の三点から「将相年表」は司馬遷より後の人が補統あるいは補缺したことは間違いないと考えられるのである。⁽⁵⁾

一一

「将相年表」の補統あるいは補缺に関しては、古來五説あるようである。

第一は、司馬遷の原表は亡びてはおらず、後半は後人が補統したとする説である。

『史記』「将相年表」倒書考

劉宋の裴駟は、班固の「司馬遷の記事は天漢まで」ということばを根拠として、天漢までは司馬遷の筆で、それ以後は後人の補続だとした。

班固云、「司馬遷記事訖于天漢。」自此已後、後人所統。

（『史記集解』漢興以来將相名臣年表・太始元年）

清の王鳴盛も、天漢の次の元号である太始以後は後人の補続だが、それ以前は司馬遷の筆であると言つている。

漢興以来將相年表、惟太始以後、後人所補、其前仍是子長筆、何以云亡。

清の梁玉繩もまた同様の考え方を示した上で、『漢書』と比較すると補統の部分は大半が誤りだと言ふ。

天漢已下至孝成鴻嘉元年、皆後人所統。以漢書校之、大半乖违。

（『十七史商榷』卷一 十篇有錄無書）

日本の瀧川資言も、序は亡びたが表そのものは亡びておらず、天漢以後は後人の補統だと言つてゐる。

張晏云、「遷沒之後、亡漢興已來將相年表。」今本現在、未嘗亡也。但推例、卷首當有序語、後來缺亡。天漢以後紀事、後人統之者、非史公手筆。

（『史記会注考証』卷二十一）

第一は、司馬遷の原表に、褚少孫が補統したとする説である。

唐の司馬貞は、裴駟の言う「後人」とは褚少孫であるとする。ただし褚少孫だという根拠は、後世の史書にも異説がないとだけしか言つていらない。

裴駟以為自天漢已後、後人所統、即褚先生所補也。後史所記、又無異呼、故今不討論也。

(『史記索隱』漢興以来将相名臣年表・太始元年)

清の錢大昕は、「將相年表」と「曆書」とはともに褚少孫が補続したものであり、両者の記事の下限が異なるのは、補続した時期が異なるからだとした。

將相名臣年表統至成帝鴻嘉元年、曆書亦數至成帝建始四年。較將相表先九年。是少孫補綴、前後亦非一時。

(『廿二史劄記』卷二 建元以来侯者年表)

第三は、司馬遷の原表は亡び、「將相年表」は全篇褚少孫の補作したものだという説である。

唐の張守節は、「史記」の十篇は元帝・成帝の頃は「有錄無書」となつており、褚少孫がそれらを補作したのだと言う。

史記至元成間十篇有錄無書、而褚少孫補景・武紀・將相年表・禮書・樂書・律書・三王世家・蒯成侯・日者・龜策列伝。日者・龜策言辭最鄙陋、非太史公之本意也。

(『史記正義』龜策列伝)

張守節は、上述した張晏の「褚先生補闕、作武帝紀・三王世家・龜策・日者列伝」なる四篇補缺説を拡大解釈して、十篇にまで押し広げたのである。清の趙翼になるとさらに明瞭に張晏説を拡大解釈したことが見て取れる。

顏師古注引張晏曰、「遷沒後、亡景紀・武紀・禮書・樂書・兵書・漢興以来將相年表・日者列伝・三王世家・龜策列伝・傅斬刪成列伝、凡十篇。元成間、褚少孫補之、文詞鄙陋、非遷原本也。」是少孫所補祇此十篇、然細按之、十篇之外尚有少孫增入者。

(『廿二史劄記』卷一 褚少孫補史記不止十篇)

第四は、「將相年表」は、全篇名の知れぬ非才が補作したものだという説である。

清の崔適は、表中に「孝景元年、置司徒官」とあるのに着目し、哀帝がはじめて「丞相」を「大司徒」に改め、光武帝が「大」を取つて「司徒」としたのであるから、景帝の時に「司徒」などという官があるはずがない。さらに成帝鴻嘉元年の記事まであるのは、この表（全篇）が非才の補作であることを示していよう、と言う。裴駟が「司馬遷の記事は天漢まで」という班固の言を引いて、「太始以後は後人の補統である」と言つているのも誤りだ、とする。

表云、「孝景元年、置司徒官。」、不知哀帝始改丞相為大司徒、光武去「大」、乃称司徒、孝景時安得有此官。又述事至孝成鴻嘉元年、殆自表其非才妄統耶。集解云、「太始以後、後人所統。」引班固云、「遷記事訖于天漢。」説亦非也。

（『史記探源』卷四）

第五は、「將相年表」は全篇馮商が補作したものだという説である。

清の沈欽韓は、根拠は示さないものの、「將相年表」など幾篇かは馮商の補作ではなかろうかと言つてゐる。

今攷書中有題褚先生者、有無題而知其補綴者、景・武紀・將相名臣表・禮・樂・律志・韋賢等伝、或是馮商所統也。

（『漢書疏證』卷二十四）

(一)十表のうち九表には序があるが、「將相年表」だけ序が一字も書かれておらず、他と体例が異なる。
十表之中、有序者九、獨此表不著一字、与全書異。

(二)太史公自序の録に「國に賢相・良將がいて、民の模範となる。漢が興つて以来の將相名臣の年表を示して、賢者はその治績を記し、不賢者はその事跡を明らかにしようとした。そこで漢興以来將相名臣年表を作つた」とあるが、いま表中のいわゆる大事記は国家的事件を記し、將相についてはただ任免や死亡のことだけを載せているにすぎない。賢者の治績は記されず、不賢者の事跡も明らかでない。これで賢不賢を見分けられようか。表と録とは対応しておらず、表が太史公の手になるものではないことは明らかである。

序録曰、「國有賢相良將、民之師表也。維見漢興以来將相名臣年表、賢者記其治、不賢者彰其事。作漢興以来將相名臣年表。」今表中所謂大事記者、皆國家之事、至於將相、但載封拜罷免薨卒而已、其治未記、其事不彰、惡睹所謂賢不賢者耶。表与録不相應、其不出太史公手明甚。

(三)表中の記事は『史記』『漢書』と齟齬することが多い。また両書に無い記事もあるので、前漢の人の手に成つたものであることがわかる。

表中紀事与史漢抵牾甚多。亦有両書所無者、知必出前漢人之手。

(四)揚雄らが太史公書を補作するとすれば、哀帝・平帝の時代まで書くことになる。ところがこの表は成帝の鴻嘉元年で終わっている。平帝の末から二十五年も遡つた時点であるから、揚雄ら王莽時代の人の補作ではない。

揚雄等統太史公書、訖於哀平、而此表終於成帝鴻嘉元年、下距平帝之末、凡二十五年、則非王莽時人所統也。

(五)この表だけが鴻嘉元年まで書かれているからには、どうしても成帝時代の人の作ということになる。

惟此表独訖於鴻嘉元年、是必成帝時人所作矣。

(六)王莽以前元帝・成帝時代の人で太史公書を補作したのは、褚少孫・劉向・馮商の三人だけである。褚少孫が補作し

た四篇は、張晏の注にその篇名が載つてゐるが、將相年表は含まれない。劉向は：哀帝の建平元年に没したはずで、鴻嘉元年から十四年後であるから、彼が補作したとすれば、どうして鴻嘉元年四月まで筆を絶つてしまつたのであるう。

夫王莽以前元成時人統太史公書者、褚少孫・劉向・馮商三家耳。少孫補作四篇、張晏注載其篇目、無將相年表。

劉向：当卒於哀帝建平元年、上距鴻嘉元年凡十四年、使此表為向作：曷為絕筆於鴻嘉元年四月乎。

(七) 沈欽韓がこの篇を馮商の補作ではあるまいかと疑つてゐるのは正しい。如淳の引く班固目録に「商 成帝の時を以て、詔を受け太史公書を續く」、顏師古が引く『七略』に「商 頗る列伝を序するも、未だ幾ばくならずして病にて卒す」とあるのは、馮商が成帝の時に死んだということであり、だからこそ、劉歆が『七略』で著録できたのである。「將相年表」の記事は、「鴻嘉元年四月庚戌、薛宣 丞相と為る」で終わつており、同日、御史大夫に任命された王駿のことは書かれていない。またこの年、辛慶忌が右將軍になつたことも記載されていない。これらは体例から言つても記載されべきものだが、書かれていない。ここから、書き終わらないうちに絶筆してしまつたことがわかるのであり、馮商は鴻嘉年間に死んだのであるまいか。

沈欽韓疑此篇或是馮商所統：沈說是也。如淳引班固目録言、「商以成帝時、受詔統太史公書。」、顏師古引七略謂、「商頗序列伝、未幾病卒。」是商卒於成帝時、故劉歆七略得著於錄。其記事止於鴻嘉元年四月庚戌薛宣為丞相、而不及同日拜御史大夫之王駿。又是年、辛慶忌為右將軍、亦不見載。此皆例所必書者、而竟付闕如。可見未及終篇即已絕筆、商殆卒於鴻嘉中歟。

三

前章で「將相年表」を補作した人物として、褚少孫と馮商の名が挙げられた。

先に引用した張晏は、褚先生が「武帝紀」「三王世家」「龜策列伝」「日者列伝」の四篇を「補闕」したと言つている。確かに、「三王世家」で褚少孫は、

三王世家文辭可觀、求其世家終不能得。竊從長老好故事者取其封策書、編列其事而伝之。
と言い、また「龜策列伝」では、

臣往來長安中、求龜策列伝不能得、故之大卜官、問掌故文学長老習事者、写取龜策ト事、編于下方。
と言つてゐるから、元帝・成帝の頃には「三王世家」「龜策列伝」は亡佚しており、褚少孫が全篇補缺したものであることがわかる。

「日者列伝」でも、褚少孫のことばが附されているが、「三王世家」や「龜策列伝」のように、この列伝を「求・
不能得」とは言つていい。したがつて、全篇を補つたとは断言できないが、何らかの手を入れた可能性はある。
「武帝紀」即ち「孝武本紀」には、褚少孫のことばは載せられていないが、周知のごとく現行の「孝武本紀」は
「封禪書」をそのまま書き写したものであり、太史公自序では「今上本紀」となつてゐるものを、司馬遷が知り得なかつたかもしれない謚号を用いて「孝武本紀」などと書いてあることからしても、司馬遷自筆の本紀が亡佚し、何者かの手が加わつたことはほぼ間違いない。⁽⁸⁾

その他、「褚先生曰」として褚少孫のことばが載せられている篇に、「三代世表」「建元以来侯者年表」「陳涉世家」「外戚世家」「梁孝王世家」「田叔列伝」「滑稽列伝」がある。特に「滑稽列伝」には、

褚先生曰、「臣幸得以經術為郎、好讀外家伝語。窃不遜讓、復作故事滑稽之語六章、編之於左。可以覽觀揚意、以示後世好事者讀之、以游心駭耳、以附益上方太史公之三章。」

と、彼が補続した部分が明示されている。にもかかわらず、張晏がこれらの篇に言及しなかつたのは、「補闕」のみを提示したからであろうか。「補闕」が小論で言う補缺の意味であるとすれば、補続した表、世家、列伝に言及しなかつた理由も首肯できないことはない。

さて、「將相年表」には成帝の鴻嘉元年の記事まで書かれており、元成間の博士である褚少孫の手が入った可能性はあるのであるが、「褚先生曰」の語はないので迂闊には即断できないのである。

馮商も前漢成帝時代の人である。

後漢の班固は、

馮商所統太史公七篇。

と言い、三国吳の韋昭も右の記事に注して、

馮商、受詔統太史公十餘篇、在班彪別錄。商、字小高。

と言う。また、三国魏の如淳も、

班固目録、馮商、長安人。成帝時以能屬書待詔金馬門。受詔統太史公書十餘篇。

(『漢書』張湯伝贊注引)

(『漢書』藝文志・六藝略・春秋家)

と言つてゐる。

唐の顏師古は、韋昭の注を引いた後に、

七略云、商、陽陵人。治易、事五鹿充宗。後事劉向、能屬文。後与孟柳俱待詔。頗序列伝、未卒、病死。と言ひ、如淳の注を引いた後で、

劉歆七錄云、商、陽陵人。治易、事五鹿充宗、能屬文、博通強記。与孟柳俱待詔。頗序列伝、未卒、會病死。と言つてゐる。

班固、韋昭、如淳らは「續太史公七篇」「續太史公十餘篇」のように「續」ということばを用いてゐるが、補続の意味だけでなく、補缺した可能性も否定できない。

では、沈欽韓や余嘉錫の言うように、馮商が「將相年表」を補作したと断定できるだろうか。

『史記』を補続したと言われる人物は、褚少孫、馮商にとどまらない。

劉宋の范曄が、

武帝時、司馬遷著史記、自太初以後、闕而不錄。後好事者頗或綴集時事、然多鄙俗、不足以踵繼其書。

(『後漢書』班彪伝上)

と言ひ、この「好事者」に唐の李賢が注して、

好事者、謂楊雄・劉歆・陽城衡・褚少孫・史孝山之徒也。

と言うように、『史記』を補続したとされる人物は多数存在している。

唐の劉知幾も、

『史記』「將相年表」倒書考

史記所書、年止漢武、太初已後、闕而不錄。其後劉向、向子歆及諸好事者、若馮商・衛衡・揚雄・史岑・梁審・肆仁・晉馮・段肅・金丹・馮衍・韋融・蕭奮・劉恂等相次撰続、迄於哀・平間、猶名史記。

(『史通』古今正史)

と、十五人の名を挙げてゐる。李賢が挙げた史孝山は史岑のことであり、陽城衡は衛衡と同一人物である可能性が高い⁽¹⁰⁾から、褚少孫・馮商を含めて、前漢末までに十六名が数えられるのである。このうち、余嘉錫の言う通り、褚少孫・劉向・馮商の三名は前漢元帝・成帝時代の人である。劉歆・揚雄・史岑・晉馮・段肅・馮衍の六名は王莽時代から後漢初めの人、残る衛衡・梁審・肆仁・金丹・韋融・蕭奮・劉恂の七名は伝未詳であり、元帝・成帝時代の人であるかも知れない。彼らは「踵繼其書」「相次撰続」などと言われているから、『史記』を補続したと考えられるが、補続しただけで補缺しなかつたと断定することはできない。したがつて「將相年表」を補作した人物の姓名を褚少孫あるいは馮商と特定するのは、困難と言わざるを得ないのである。

四

「將相年表」の補作について考える場合、『史記』の記述の下限について述べておく必要がある。司馬遷自身は、余述歴黃帝以来、至太初而訖、百三十篇。

(『史記』太史公自序)

と言つてゐる。

ただし、元封—太初—天漢—太始—征和—(後元)⁽¹³⁾と統く武帝治世後半の年号で、「至太初而訖」とは、太初の前

の元封末年までの意味なのか、太初年間の意味なのか、太初末年までの意味なのか、判然としない。

司馬遷が『史記』の記事を元封末年即ち元封六年までで一旦打ち切つたことを示す材料は、「高祖功臣侯者年表第六」と「惠景間侯者年表第七」である。兩者はともに武帝末年の後元二年までの記事が書かれているのであるが、『高祖功臣侯者年表第六』は序文で「至太初百年之間、見侯五」とい、表の見出しへは、皇帝ごとに、それぞれの在位の年数も書き加えた形で、「高祖十一」「孝惠七」「高后八」「孝文二十三」「孝景十六」という欄に分けられている。⁽¹⁴⁾ ところがその下の欄は同一欄に「建元至元封六年三十六、太初元年尽後元二年十八」と書かれている。同じ武帝の欄であるなら、どうして「建元至後元二年五十四」とまとめて書かなかつたのであらう。これは一旦元封六年までを記した後、太初元年から後元二年までの記事が書き足されたことを示すものであるう。

「惠景間侯者年表第七」の見出しも、皇帝ごとに、それぞれの在位の年数も書き加えた形で、上の欄から順に、「孝惠七」「高后八」「孝文二十三」「孝景十六」と並び、武帝の記事は「建元至元封六年三十六」の欄と「太初已後」の欄とに二分割されて記述されているのである。これまた一旦元封末年までが記された後、太初元年から後元二年までの記事が書き足されたことを示していよう。

ところが、司馬遷が『史記』の記事を太初末年即ち太初四年まで打ち切つたことを示す材料もある。「漢興以来諸侯王年表第五」と「建元已来王子侯者年表第九」がそれで、ともに太初四年までの記事で終わつてゐる。⁽¹⁵⁾

さらに、司馬遷が武帝末年まで書いたのではないかということを示す資料もある。「建元以来侯者年表第八」は、司馬遷の記事と褚少孫の補続部分とが明瞭に分かれている。褚少孫は補続するにあたり、司馬遷が書いた部分を「右太史公本表」として一旦区切り、その後、元帝初元までを補続している。いわゆる「褚少孫補表」の序文で、「太史

公記事、尽於孝武之事。」と言つてゐる通り「太史公本表」には武帝征和二年までの記事が書かれているのである。褚少孫の言を信ずれば、『史記』の記述の終わりも、司馬遷の没年と同じく、武帝の末年と見て大過ないのかもしれない。

以上は司馬遷が初めから書くことを予定した部分と、一旦完成した後、死を迎えるまで自らが補つていった部分とがあることを示しているのであるまい。⁽¹⁶⁾

五

次に、「将相年表」倒書に関してこれまでどのような意見が述べられているか、年代順に検討してみよう。最初にこの問題をとりあげたのは清初康熙帝の頃の汪越であるが、それ以前になぜ誰もこれについて言及していないのか、大きな疑問である。「将相年表」が初めて書かれた時から倒書を含んでいたかどうかも、実は不明なのである。確認できるのは北宋景祐版『史記』⁽¹⁷⁾がすでに倒書になつてゐることある。

汪越『讀史記十表』⁽¹⁸⁾ の説

彼は先ず、丞相の薨・卒・免・自殺が相位欄ではなく一段上の大事記欄に書かれている理由を「丞相を重んじたからである」と言う。

大事記附表丞相薨卒免及自殺者何。重相也。不于相位書、而表于大事記、正以見相之重也。

次に、それが倒書されている理由として、以下のとく言う。

丞相の薨・卒・免・自殺が大事記の欄に書かれ、すべて倒置されているわけはなにか。昔の人は誰もこれについて言及していない。想像をたくましくすると、この大事記欄には「太上皇崩」、高帝の「上崩」、「孝文皇后崩」⁽¹⁹⁾、「孝文太后崩」、「孝景太后崩」及び諸王の薨を表示している。そこに丞相の薨卒を同じように書いたなら区別がなくなってしまう。天子が朝政を停止して、葬祭に参列するほどの特別待遇の大臣であつても、帝や后と同列になつていいものだろうか（だから倒置したのである）。

凡表相薨卒免自殺于大事記、皆變文倒置者何。古之人未嘗言及此也。窃臆揣之、此記中表太上皇崩、表高帝曰上崩、孝文皇后崩、孝文太后崩、孝景太后崩及諸王薨、而丞相薨卒亦書如故、是無別也。雖輟朝臨祭大臣有異數、而書之遂同可乎。

では、太尉や御史大夫ついてはどうしてかといえば、

しからば太尉の官の置廢を相位欄に倒置し、御史大夫の死・抵罪・自殺を将位欄に倒置したのはどうしてか。恐らくは観覽の便をはかつたもので、必ずしも深い意味があるわけではないだろう。ひとまず置いて、史学に博通した君子に質したい。

然則太尉置罷、表于相位而倒置、御史大夫死抵罪自殺、表于將位而亦倒置何也。恐此或便觀覽、未必有深義也、存以質史學淹通之君子。

と、言っている。

汪越は、一方で、丞相の薨・卒・免・自殺を一段上の大事記欄に倒書した理由を、丞相を重んじたからであるが、

帝や后と同じ扱いはできないからであると言い、また一方で、太尉の官の置廢や御史大夫の死・抵罪・自殺をそれぞれ一段上の欄に倒書した理由は、「或便觀覽」のためで、深い意味はないのかもしれないと言つており、統一した解釈には至っていない。

汪越の「或便觀覽」という視点から、倒書全体を解釈したのが陳直である。

陳直『史記新証』⁽²⁰⁾ の説

彼は、先ず倒書の記事内容を八種に分類した。

この表で倒書を用いているものには八種の体例がある。官職の罷廢を記したもので、「罷太尉官」のようなものがこれである（第一）。官職の初置や復置を記したもので「置太尉官」のようなものがこれである（第二）。大臣の死を記したもので、「周苛守滎陽死」のようなものがこれである（第三）。大臣の薨を記したもので、「七月辛未何薨」のようなものがこれである（第四）。大臣の卒を記したもので、「八月乙丑參卒」のようなものがこれである（第五）。（死・薨・卒はもともと同一の体例であるべきだが、本表では三つに分けている）。大臣の抵罪を記したもので、「堯抵罪」のようなものがこれである（第六）。大臣の免相を記したもので、「九月食其免相」のようなものがこれである（第七）。大臣の自殺を記したもので、「湯有罪自殺」のようなものがこれである（第八）。

本表用倒書者有八種体例。如紀官職之罷廢、如罷太尉官是也。紀官職之初置或復置、如置太尉官是也。紀大臣之死、如周苛守滎陽死是也。紀大臣之薨、如七月辛未何薨是也。紀大臣之卒、如八月乙丑參卒是也（死・薨・卒・

本同一例、本表自分為三例)。紀大臣之抵罪、如堯抵罪是也。紀大臣之免相、如後九月食其免相是也。紀大臣之自殺、如湯有罪自殺是也。

次に、倒書は司馬遷の獨創であり、読者にわかりやすくしたためであるという。

倒書の体例は太史公の獨創であり、学者はいまだかつてこれに注意もしなかつたし、その体例を明らかにもしなかつた。後代の歴史家もこれを模倣するものがいなかつた。順書したり、倒書したりして読者にわかりやすくしたのであり、當時朱墨二色で順書することも可能ではあつたが、竹簡に二色で書くと比較的複雑となるから、倒書の体例を創始したのである。

倒書之例、為太史公所特創、学者從未注意、亦從未有人闡明其体例。而後代史家、亦無仿効之者。一順一倒、使讀者易於分明、当日設用朱墨顏色順写、固無不可、然在竹簡用兩色、比較複雜、故改創倒書之例。

陳直は、竹簡の上に朱墨二色で順書するのは複雑になるから、「使讀者易於分明」のため倒書したのだといふ。しかし、なぜ倒書を一段上の欄で行つたかについては、言及していない。

「或使觀覽」「使讀者易於分明」のために倒書したという説に対し、施之勉は倒書には司馬遷が託したある意味が込められていると主張した。

施之勉「积史記漢興以来將相名臣年表倒書例⁽²¹⁾」の説

「漢興以来將相名臣年表」の倒書の体例は、司馬遷の創作したものであろう。『春秋积例』では、「君主を補佐する

執政の大臣は股肱といえる。股肱が缺けたならば、これ以上の痛みはない」といつてゐる。だから丞相・太尉・御史大夫・光祿勲・太僕・太子太傅（莊青翟は御史大夫であつたものが、左遷されて太子太傅になつたので倒書したのである）・將軍・右將軍について、その薨・卒・死・免・罷・老・奪印・抵罪・自殺・腰斬のすべてを倒書したのは、これを傷んだからであろう。『老子』⁽²²⁾は「夫れ佳だ（帛書老子は「佳」字がない）兵は不祥の器なり、物之を惡むこと或ひ、故に有道者は処らズ」と言つてゐる。太尉はもと兵權を握るものであるから、太尉の官を置いた時はこれを倒書し、太尉の官を廢止した時も倒書して、明道者がその官に就かぬことを明らかにしたのである。「司徒の官を置く」⁽²³⁾について、梁玉繩は『漢書』哀帝元寿二年に、始めて丞相を改めて大司徒と為す⁽²⁵⁾、とあるからこの時に司徒の官があるはずがない。『史詮』⁽²⁶⁾は錯簡による衍文とみなしてゐる」と言う。

漢興以来將相名臣年表、倒書例、蓋史遷所創也。春秋釈例曰、「君之卿佐、是謂股肱。股肱或虧、痛何如之。」故丞相・太尉・御史大夫・光祿勲・太僕・太子太傅（莊青翟已為御史大夫、左遷為太子太傅、故倒書之。）・將軍・右將軍、其薨・卒・死・免・罷・老・奪印・抵罪・自殺・腰斬、皆倒書之、蓋傷之也。老子曰、「夫佳（帛書老子無「佳」字）兵者、不祥之器、物或惡之、故有道者不處。」太尉、本兵柄。故置太尉官、倒書之、罷太尉官、亦倒書之、明有道者不居其位也。「置司徒官」、梁玉繩曰、「漢書哀帝元寿二年、始改丞相為大司徒、此時安得有之。史詮以為錯簡衍文。」

つまり、丞相・太尉・御史大夫・光祿勲・太僕・太子太傅・將軍・右將軍などの薨・卒・死・免・罷・老・奪印・抵罪・自殺・腰斬を倒書したのは、彼らを傷んだからであり、太尉の官の置廢を倒書したのは、有道者はその位に就かないことを明示するためだという。

そして、「將相年表」は、「高皇帝から孝武太初以前まではほぼ司馬遷の筆に成り、孝昭皇帝から孝成鴻嘉元年までは後人が補続したものである」と言う。

高皇帝至孝武太初以後、大抵史遷手筆、孝昭至孝成鴻嘉元年、後人所續也。

施之勉もまた、倒書を一段上の欄で行つた理由については、口を開ざしている。

倒書が司馬遷の獨創であるという説に対し、「將相年表」はそもそも司馬遷が書いたものではないと主張したのが、李解民である。

李解民「史記」表中の倒文²⁸の説

『漢書』「百官公卿表下」のように、倒書を順書に直しても、内容・体例いずれについて考えて、それではいけないということは無い。倒書を順書に直してこそ、読者は見て更に便利さを感じるのであつて、決して倒書の便利さに及ばないとは感じないだろう。「或便觀覽」の説は明らかに成り立たない。

如果像『漢書』「百官公卿表下」那様、我們將倒文正過來、就内容・体例各方面考慮、沒有什麼不可以。倒文正過來之後、讀者看起來只會感到更方便、而決不會覺得還不如看倒文方便。倒文「或便觀覽」之説顯然不能成立。と、汪越の説に反対する。その上で、

この表は司馬遷が作ったものではない。この点をはつきりさせることができ、われわれが倒書の謎を解く助けとなるであろう。

此表竝非司馬遷所作。弄清這個問題、也将有助于我們解開倒文之謎。

と言い、余嘉錫の「將相年表」が馮商の作だとする説を引いて、それに贊意を表する。

「漢興以來將相名臣年表」は馮商が生前に完成しえなかつた遺稿であるからこそ、内容的にも書式的にも定稿とは一定の差があり、特殊な形を示しているのである。

正因為「漢興以來將相名臣年表」是馮商生前沒有來得及完成的遺稿、所以無論在內容上・書寫方式上都同刊定稿有一定距離、顯示出一些特殊的地方來。

馮商はこの表を作るために資料を採録し起稿するときに竹簡を用いたはずである。整備された竹簡は表裏どちらの面にも字を書くことができる。現在見られる倒書は竹簡の裏に書かれた可能性がある（なぜなら倒書は内容上、しばしば相応する順書と対応関係があるからである）。後の人気がこの意味に気づかず、転写する際に竹簡の裏の文字を倒書の形式で表示した。もし馮商が長生きして完成稿を作る余裕があつたならば、これらの倒書は順書として「表」中の適当な位置に置かれ、この謎めいた倒書の問題は存在しなかつたであろう。『史記』の他の九表や『漢書』の八表はどれも完成したものであつて、倒書がないことも有力な傍証といえるであろう。

馮商為制作此表而採錄資料起稿時、當用竹簡。經過整治的竹簡、正反兩面都可書寫。現在所見的倒文很有可能原來是寫在簡背面的（因為倒文在內容上往往和相應的正文有對應關係）、後人不明其義、轉抄時就將簡背文字用倒文的形式來表示了。如果天仮馮商時日得以從容完成統作、那末這些倒文必然會成為順文而置于「表」中適當的位置上、這個謎一樣的倒文問題也就不存在了。『史記』其它九表和『漢書』八表均系完成之作而沒有倒文、可以說是一個有力的旁証。

李解民は、上述した余嘉錫の「將相年表」馮商補作説に賛同し、馮商が未定稿段階で竹簡の裏に書いたものを、後世の人が（一段上の欄に）倒書したものであると考えた。ただし、竹簡の裏に書いたという根拠は必ずしも明確でなく、彼自身、後にこの説を撤回することになる。

施丁は天漢以前の記事は司馬遷が書いたものとし、その部分について司馬遷の「筆削微旨」があつたとする。

施丁「試談『史記・將相表』之“倒書”」の説⁽²⁹⁾

施丁は、倒書の内容を分析し、丞相の罷免や殺害が次第に多くなっていること、太尉の官の置廢が常でなく、安定した制度ではなかつたこと、御史大夫の境遇も丞相と同様、次第に危険なものになっていくことから、司馬遷の倒書に込められた微旨を窺おうとした。

「將相年表」は丞相の哀れな末路・太尉の存廢の無常・御史大夫の吉少凶多を倒書し、かつ景帝・武帝の世が日増しに厳酷になつたことを表しているが、これらはすべて、当時の君主が人を任用する方法の主觀的偏向性・專制独斷性と関係があるということを説明しているのではなかろうか。筆削の微旨は、この不正常不合理な現象を糾弾することにあり、君主專制主義に反対することではあるまいか。

試想、「將相表」倒書丞相的可悲下場・太尉之置廢無常・御史大夫之吉少凶多、而且表明景武之世日益嚴重、不都是在説明、這与当今君主用人主觀片面・專制獨斷有闕嗎？筆削的微旨、不就在針刺這種不正常不合理的現象、而反对君主專制主義嗎？

そして最後に、

倒書には反君主專制的思想傾向がある、このことは間違いないであろう。

如象倒書、又有反君主專制的思想傾向、這也是可以肯定的。

と結ぶ。施丁は、倒書を一段上の欄で行つた理由については明言していない。

施丁と同じく、「將相年表」から司馬遷の反君主專制的思想、特に武帝專斷政治に対する批判の微旨を紡ぎ出し、李解民の説に真っ向から異議を唱えたのは張大可である。

張大可「試析將相表之結構与倒書」の説

彼は先ず、「將相年表」は竹簡に書かれたとする李解民の説に反対し、「表を作るときは製図のように、方版の上に書いたのであって、竹簡の上に書いたのではないことは言わざもがなのことである」と言う。

制表如製図、應是書于方版之上、而非簡書、這是不言而喻的。

次に以下の三つの理由から、「將相年表」を征和三年以前の司馬遷「原表」と征和四年以後の褚少孫「補表」とに二分する。

- (一) 「原表」と「補表」とでは書法が同じでないこと。⁽³¹⁾
- (二) 「將相年表」を「建元以来侯者年表」と比べると、「補表」は褚少孫が補続したものであることが判明すること。⁽³²⁾
- (三) 「原表」の書法は司馬遷の全体思想と合致するので、司馬遷の手になるものであること。⁽³³⁾

彼は、「丞相の薨・卒・免・死を国家の大事と見なし、皇帝・皇后の崩・葬と同一の欄に書いたのは、古代民主思想の傾向を備えた司馬遷だからこそできたことであつた」とする。

視丞相之薨卒免死為國家大事、与皇帝・皇后之崩葬同書一欄、只能是具有古代民主思想傾向的司馬遷才能思能作。倒書した理由は何かと言えば、

第一に、汪越が言うように、大事記欄に丞相の薨卒を同じように書いたなら、皇帝・皇后と区別がなくなつてしまふから、倒書にして、封建秩序の等級序列を表現したのである（「表現封建秩序的等級序列」）。

第二に、後世の人に倒書の書法の微旨を考えさせようとしたのである（「啓迪後人去深思倒書的書法微旨」）。

第三に、一段上の欄に倒書することにより全表の構造を環のごとく連続させ、緊密に連結された全体を作り上げようとしたのである（「倒書皆昇一欄、使全表結構如環之無端、緊密地聯結成一個整体」）。

と、三つ挙げた上、「将相年表」に序がないのも、倒書と同じことで、後世の人に倒書の微旨を考えさせるためにわざとそうしたのだとする。

「将相表」無序、其作用正如倒書一樣、是故作懸案、啓迪後人深思、以進一步突現倒書的醒目地位。

さらに、丞相に関する倒書は景帝五年の「張蒼卒」の記事で前後に二分され、前段の丞相は開國の功臣で終わりを善くしたのに対し、後段とくに武帝期の丞相は多く哀れな末路であつたとし、最後にこう結ぶ。

「将相年表」は独特の倒書を大事記と照合することにより、また文字のない序で倒書を際立たせることにより、その深微な表現に託された筆削の趣旨が、字里行間から明らかに読みとれる。丞相の末路の倒書は張蒼の卒をもつて前後に二分され、鮮明な対照をみせる。これは司馬遷が高帝・惠帝・文帝三朝の太平尚賢政治を肯定し、景帝・武

帝の世、とりわけ武帝の多欲專断政治を批判していることを表現している。これこそが「將相年表」的一大精神である。

「將相表」以獨特的倒書与大事記交相互証、又以無字之序襯托倒書、使其寄寓深微的筆削之旨、顯豁于字里行間。倒書丞相之下場、以張蒼卒分為前後兩斷、形成鮮明對照、表現了司馬遷對高惠文三朝清平尚賢政治的肯定和對景武之世、尤其是對漢武帝多欲專斷政治的批評、這就是「將相表」的大旨精神。

李解民の草稿説に反対し、張大可の司馬遷「原表」・褚少孫「補表」説に賛意を表しつつも、方版の上に書いたといふ点には反対して、竹簡上にどのようにして倒書されたかを具体的に考察したのが周一平である。

周一平『司馬遷史学批評及其理論⁽³⁴⁾』の説

彼は先ず、「將相年表」が司馬遷の手に成ることの理由を五つ挙げる。

- (一) 「將相年表」の高祖元年「丞相蕭何守漢中」、二年「使韓信別定魏、伐趙」、景帝三年「中尉条侯周亞夫為太尉、擊吳楚」などは太史公自序の「賢者記其治」に当たり、武帝元狩五年「蔡坐侵園壟、自殺」、元鼎二年「青翟有罪、自殺」、「湯有罪、自殺」などは「不賢者彰其事」に当たるから、「將相年表」は司馬遷著作の意に符合する。
- (二) 「漢書」等の他記録にみえない高祖六年「立大市」「更命咸陽曰長安」は、司馬遷が信頼できる資料に拠つて記したものであり、「統補者」の能くするところではない。
- (三) 李解民の竹簡の裏に書いたとする説についていえば、確かに簡牘の裏に書くことはあるが、それは簡牘の順序を示

す数字を書くのが一般的であり、草稿の文字を書くということはありえない。一歩退いて、馮商が裏に草稿を書き、未完成のまま卒したとして、後の人々が転写する必要があろうか。かつどうして一律に一欄上に倒書したのであろうか。

(四)『漢書』藝文志・春秋家に「馮商所統太史公七篇」、唐の顏師古の注に「七略云、商、陽陵人。治易、事五鹿充宗。

後事劉向、能屬文。後与孟柳俱待詔。頗序列伝、未卒、病起⁽³⁶⁾とある。ただ「頗序列伝」と言うだけで、「表」を補作したとは言つていい。また、「統」と「補」とは同じではない。

(五)他の九表は倒書がないから完成作で、「將相年表」は倒書があるから未完の作だというのは十分な根拠がない。征和三年以前の記事は嚴然として秩序があり、紀伝の缺を補い、相互補完する司馬遷の記述方法を具現化していく、明らかに完成作である。他の九表は一段上の欄に倒書すれば、国や年代の混乱が起こってしまう。ただ「將相年表」だけが倒書できるのである。

次に、倒書された理由を王國維の『簡牘檢署考』や林劍鳴の『簡牘概述』に拠つて、以下の如く推理する。

周秦漢代における簡牘書写的体例は、百字以上は策・簡或いは狹牘を用い、百字以内は方版を用いる。総じて大部の著作は「將相年表」も含めて必ず簡策に書かれ、方版には書かれなかつた。

可見周秦漢之間、簡牘書写的体例は一〇〇字以上的用策・簡或狭牘、一〇〇字以内的用方。凡大部頭的著作、包括「將相表」必書于簡策、不書于方版。

出土した曆譜が一日を一簡としているから、年表が一年を一簡に書いたことは疑いない。年表を簡に書く場合、毎年一簡の形式こそが比較的適切で便利である。

曆譜為毎日一簡、年表可毎年一簡無疑。年表写在簡上、也只有毎年一簡的形式較為合適・方便。

司馬遷が『史記』を書くのに用いた簡は、たぶん一尺であろう。現在発見された漢簡からすると、一般的にはすべて一尺（二十三センチメートル）である。一尺の簡は一般に幅一センチメートルで、一行書きなら普通多くて四十字書けるし、書ききれなければ二行書きすることもできる。：近年敦煌酥油土漢代烽燧遺址から出土した木簡には、二行書きのものもあれば、大字二行、小字三行が一簡に書かれたものもある。玉門花海漢代烽燧遺址から出土した木簡には、大字一行、小字三行が一簡に書かれたものもある。

司馬遷写『史記』所用的簡、大概也是一尺。從現在發現的漢簡來看、一般也都是一尺長（二三厘米）。一尺之簡一般寬一厘米、以一行書寫、一般最多只能寫四〇字、如不够寫、則可寫兩行。：近年敦煌酥油土漢代烽燧遺址出土的木簡就有寫兩行字的、也有大字寫兩行、小字寫三行共簡的。玉門花海漢代烽燧遺址出土的木簡中、有大字一行小字三行共簡的簡。（以上均詳見『漢簡研究文集⁽³⁷⁾』的照片。）

「將相年表」の毎年の記事で字數が少ないので、わずか一字である。例えば景帝中元年は、ただ相位欄に「一」の字があるので、周亞夫が丞相となつて一年目を表している。：最も字数が多いのは武帝元朔五年の計百四字。その次は文帝後六年の計八十二字、その次は武帝元朔六年の七十一字である。もし毎簡に毎行四十字書けるとすれば、「將相年表」は三行書きの簡が一枚か二枚あれば足りる。欄の要素を考慮に入れても、四行書きの簡が一、二枚あれば十分であり、大部分は一行書きの簡で、二行書きの簡が少數あれば事足りる。

「將相表」毎年記事、少者僅一字、如景帝中元年僅「相位」欄有「一」字、表示周亞夫為丞相二年。：字数最多者為武帝元朔五年、計一〇四字。其次文帝後六年、計八二字。其次武帝元朔六年、計七一字。如以每簡每行四〇

字計、則「將相表」用三行字之簡只要一支或二支、如果考慮欄的因素、用一支或二支四行字的簡則完全可以、大部分用一行字之簡、小部分用二行字之簡就可以了。

では、なぜ一段上の欄に倒書したのかといえば、

細かく「將相年表」を読むと、大部分の倒書が各年の何も書いていない欄か字数の少ない欄にあることがわかる。

細読「將相表」就可以發現、大部分的倒書、是写在每年的空格处、或者字少的欄内。

本来、書くべき欄が混んでいため、何も書いていない欄か字数の少ない欄を利用するのだが、二段上の欄を使ったのでは、現在ある位置と本来の位置とが関連せず、関係の緊密性が表示しにくい。：相位欄は一段上げたら、書く欄がなくなってしまう。：ではなぜ一段下の欄を用いないのか。：御史大夫位欄は一段下げると書く欄がなくなってしまうからである。

如果提二行、「現在」的位置与「原在」的位置不相連、關係的密切就不容易表示。：「相位」欄提二行就没去处了。：為什麼不退下一欄写呢？：而「御史大夫」退下一欄就無出處。

したがつて一段上の欄に書くことになる。一段上の欄を用いることに決めたならば、たとえ本来書くべき欄が空いていたとしても、原則を押し通して一段上の欄に書くのである。

なぜ倒書するのかといえば、これはおそらくある記事が本来この欄にあるのではなく、一段下の欄にあるべきものであることを表示できるからであろう。

那麼又為什麼要倒書呢？這大概可以表示、這条本不在此欄、而應在下一欄。

それではどうして任職・在職を一段上の欄に倒書せず、免職・死の方を一段上の欄に倒書したのかといえば、これ

は実を記したのである。丞相の任職・在職は丞相の仕事を行つてゐるのであるから、当然「相位」欄に書くべきであり、丞相の免職・死は丞相の仕事を行つてないのであるから、当然「相位」欄には書かないのである。

那麼為什麼不將任職・在職提一欄倒書、偏要將免職和死提一欄倒書呢？這就是記實。丞相任職・在職、即行丞相事、自然記在「相位」欄為宜。丞相免職・死、就不行丞相事、自然不記于「相位」欄。

次に、日本人の説を一つ紹介しよう。

伊藤徳男『史記十表に見る司馬遷の歴史觀』⁽³⁸⁾ の説

彼は先ず、

序文については、從來亡佚説が有力であつたが、近年、当初から序を欠くとする説、すなわち無序説が張大可氏によつて出された。：私はこの説に賛成しがたく、亡佚説をとる。むろん、昭帝から成帝までの年表は後人の追補である。：それでは、武帝時代の記事中、どこまでを司馬遷の手筆とみなすか。：断限を征和三年まで引き下げる張氏の説に異論はない。

と言ひ、次に、いくつかの倒書の例を挙げてその意味を導き出す。例えば、

孝景五年の「丞相北平侯張蒼卒」について、

司馬遷はかれを「漢の名相」と見てゐる。張蒼の卒年が倒書された所以は、想うにここにあつたのであろう。孝武征和三年の「六月、劉屈朞因蟲斬」について、

(司馬遷は) 屈釐の要斬の刑に些かの不審をはさみ、彼に同情の念を表そうとしたためではなかろうか。

高皇帝四年の「周苛守榮陽死」について、

司馬遷が周苛の死を倒書したのは、汪越や張大可氏がいうように、かれの死節を表彰するためであろう。

孝惠六年の「堯抵罪」について、

堯の冤をそそぐと共に、高後の怨念の烈しさ、飽くなき暴虐を責めているように思われる所以である。

孝武元鼎二年の「湯有罪、自殺」について、

司馬遷が「湯有罪、自殺」の句を、当年表に倒書したのは、湯の人と為りとその政治に対する批判の意を寓するためであろう。張大可氏が「特書張湯有罪自殺、是譴責他的不仁」と評したのも、趣旨は同じであろう。

と、司馬遷の「微旨」を忖度している。伊藤氏は元来、

中国の学者が主とし関心を寄せるのは、倒書という書式を使用した理由についてである。私の関心はそれだけでなく、倒書中の用語・表現に司馬遷ならではと思考される工夫が見出され、その中にこそ倒書の意義が潜むと考えられるからである。

と述べているように、『將相年表』の倒書が司馬遷によつて書かれたものだということを疑いようの無い前提とし、倒書した理由よりも、そこに込められた意義を探らんとしているのである。

羅仕杰は周平・伊藤徳男の説を除いた、汪越・陳直・施之勉・李解民・施丁・張大可の説を大雜把にまとめた上で、施丁・張大可の説に賛成する。

羅仕杰「近年来有關『史記』倒文問題之評介」⁽⁴⁰⁾の説

施丁・張大可二氏の説が、第一には道理に適つており、第二には他説に比べて説得力があるようと思われる。

我認為施・張二氏之説、第一能言之成理、第二、他們較其餘諸説有說服力。

羅仕杰の判断には何の根拠もない。彼の論文の取り柄は附註の⑩で、教室でこの問題を議論した際の、秦照芬なる女子学生の意見を記していることである。

彼女は言う、「倒書の原因は、篇幅を節約しつゝ、その表をより完成されたものにするためではないか。他の表が倒書していないのは、人事の変動が将相名臣の昇進罷免の変動ほど大きくなないからである。仮に、倒書の部分を除いてみると、元の内容に少しも影響がないことがわかるであろう。したがつて太史公の倒書は年表が完成した後、更に補足したものであると思う。だから、倒書の書き入れは、元來の表に影響しないのである」と。

倒書之因、可能是為了節省篇幅、使其表更完整。其他表未倒書、乃因人事變動不似將相名臣之升黜變動大。如將倒書部份去除、會發現並不影響原有內容。因此太史公倒書疑為年表完成後才再加以補充之內容、因而倒書之舉不影響原來之表。

さて、李解民は自己の前説より十九年後、新説を発表した。

李解民「『史記』倒文之謎」⁽⁴¹⁾の新説

彼は、馮商が「將相年表」を書いたという考えは変えず、未定稿段階で竹簡の裏に書いたものを後世の人が倒書し

たものであるという点を、未定稿段階から倒書されたものであると変更した。これは一九九三年の重大な発見を踏まえている。

一九九三年六月、湖北省荆州市沙市区閔沮鄉清河村周家台三十号秦墓から簡牘が出土した。その中、整理者によつて「秦始皇三十四年曆譜」と名づけられた一組の竹簡に、一箇所逆さまに書かれた文字があつた。：未定稿と定稿の違いによつて、同一材料の内容を記述する際に倒書したり、順書したりすることが起る。これは容易に理解し得ることだ。順書は通常の書写形式であり、すでに完成して文献を清書する場合必然的に採用される形式である。倒書は通常の書写形式ではなく、清書された文献に現れる可能性はほとんどなく、なお草稿段階にある原稿に現れることの可能性がきわめて高く、すこぶる合理的でもある。：秦墓竹簡「日記」の倒書の発見により、「史記」年表の倒書はもはや孤証ではなくなり、倒書の形式は古代にすでに存在し、怪しく述べ足りないことを物語つている。

これにより、筆者は今のところ、「史記」年表の倒書は原本からしてそうであつた可能性が高く、作者（馮商）が撰述した際に：草稿とした結果であると考えている。

一九九三年六月、湖北省荆州市沙市区閔沮鄉清河村周家台三十号秦墓出土一批簡牘。在其中一組被整理者定名為「秦始皇三十四年曆譜」的竹簡上、有一处倒着書写的文字。：正因為有未定稿与已定稿的不同，所以在記述同一材料內容時就產生了或作倒文、或作順文。這應當是容易理解的。順文作為通常的書写形式，是業已完成写定文献必然採用的形式。而倒文作為反常的書写形式，便不大可能出現在写定的文献裏、但出現在尚處於草擬階段的文稿裏倒是極有可能、頗為合理的。：隨着秦墓竹簡「日記」倒文的發現、使「史表」倒文不再成為孤証、表明倒文形式古已有之、不足為怪。拋此、現在筆者認為、「史表」倒文很可能原本如此、是作者在撰作時：所打草稿的產物。

問題の倒書は「秦始皇三十四年曆譜」第四十九簡に現れる。この簡は上から「丁亥」「丁亥」「乙酉」「甲申」「癸未」「癸未」と一定の間隔を置いて書かれ、順に十一月二十一日、正月二十一日、三月二十一日、五月二十一日、七月二十一日、九月二十一日を表している。さて、正月二十一日を表す上から二つ目の「丁亥」という文字を挟んで、下に「史除不坐掾曹從公」と順書され、上に「宿長道」と倒書されている。この句の詳しい意味の検討は更なる考究を待たねばならないが、他の出土例⁽⁴³⁾から考えて、「史除、不坐掾（掾）曹、從公、宿長道」（史〔官名〕除〔人名〕、掾曹〔官署〕に坐せず、公〔長官〕に従つて、長道〔地名〕に宿す）と読むべき一まとまり記事であり、「史除不坐掾曹從公」まで書いて、下の三月二十一日を表す「乙酉」の文字にぶつかって書ききれなくなつたため、「丁亥」の上に倒書したことは間違いない。このことから、一簡を罫線や日付で区切つた場合、決まつた範囲に書ききれないときは、罫線や日付の上に倒書する習慣が秦代にすでにあつたことが判明したのである。「秦始皇三十四年曆譜」は「将相年表」倒書の謎の解明に向けて一条の光を投げかける大発見であつた。ただし、李解民が主張するように、倒書が「草擬階段的文稿」に現れるとする証拠はない。

六

以上「将相年表」倒書に関する諸説を調べて見ると、李解民以外のすべてが、「将相年表」の前半部は司馬遷の手に成ることを認めている。第二章で「将相年表」の補続・補缺に関する説を五つに分けて紹介したが、全篇褚少孫あるいは非才の補作であるとする説は全く採られていない。ただ李氏だけが全篇馮商の補作であるとする説を受け継い

でいるのみである。「将相年表」の後半部については誰の補続か明言しないもの（汪越・陳直・施丁・羅仕杰）、後人の補続とするもの（施之勉・伊藤徳男）、褚少孫の補続とするもの（張大可・周一平）とに別れる。

「将相年表」の作者については、第二章で述べた余嘉錫の「表中紀事与史漢牴牾甚多。亦有兩書所無者、知必出前漢人之手」という発言がきわめて示唆的である。彼は司馬遷の自筆であることを否定しつつも、前漢の人の手に成ることは間違いないとしている。また、張大可の言う如く征和三年とはつきり決めることは躊躇されるが、武帝末年前後で書きぶりが変わり、別人の作であることも首肯できる。とすれば、前半部は司馬遷自身の作である可能性が俄然強まってくる。前漢武帝末年前後で、「将相年表」を書いて筆を擱いた前漢人としては、今のところ司馬遷以外の人物はいないからである。周一平が司馬遷自筆説を支持する理由の（一）で挙げた『漢書』等の他記録にみえない高祖六年「立大市」「更命咸陽曰長安」は司馬遷が信頼できる資料に拠って記したものであり、「統補者」の能くするところではない、という指摘は、すでに陳直が、

又此表所序各事、如「立大市（高皇帝六年）」「閔中侯申屠嘉（孝文四年）」「置谷口邑（孝文後三年）」「置陽陵邑（孝景五年）」「御史大夫岑遇（孝景六年）」「行三分錢（孝武建元五年）」等条、皆不見於『漢書』、蓋太史公根拠當時档案紀錄、最為可靠之材料。⁽⁴⁴⁾

とも述べており、説得性がきわめて高い。

「将相年表」後半部の補続者については、第三章で述べたように、褚少孫あるいは馮商であるとは断言しがたい。しばらく前漢の「後人」としておくのが穩当であろう。

では、なぜ後漢の班氏父子が「十篇缺」と言い、三国魏の張晏が「遷没之後、亡景紀・武紀・礼書・樂書・律書・

漢興以来将相年表・日者列伝・三王世家・龜策列伝・傅靳蒯列伝」と言うのであろうか。思うに、彼らは宮中の藏本によつて缺亡を言つてゐるのであり、民間には『史記』の各篇が存在してゐた可能性がある。だからこそ褚少孫は自ら「臣往来長安中、求龜策列伝不能得」と言つよう、「龜策列伝」を捜すために長安中を探し回つたのである。

「將相年表」の前半部が司馬遷の自作だとして、倒書に筆削の「微旨」が込められているのだろうか。これを検討する際には、「將相年表」全体に「微旨」が込められていることと、倒書そのものに「微旨」が込められていることとを混同してはならない。

汪越のごとく、丞相の薨・卒・免・自殺を一段上の大事記欄に倒書した理由を、丞相を重んじたからであるが、帝や后と同じ扱いはできないからである、といふのは全く根拠のないものである。そのため、彼は太尉の置廃と御史大夫の死・抵罪・自殺をそれぞれ一段上の欄に倒置した理由を思いつけず、「或便觀覽」ということでお茶を濁すしかなかつた。張大可もこれを踏襲し、大事記欄に丞相の薨・卒を書いたのは、司馬遷に「古代民主思想傾向」があつたからなどと言うのであるが、それならどうして倒書したのは「表現封建秩序的等級序列」のためだと言ふのか。むしろ順書して、帝や后と同じ扱いにした方が「古代民主思想傾向」が表現できるのではないか。また、施之勉は丞相・太尉・御史大夫などの死・免・抵罪・自殺・腰斬などを倒書したのは「蓋傷之也」からだと言うが、それなら、例えば、皇帝権力を強めるため諸侯王の力を削ごうとし、吳楚七国の乱で孝景三年腰斬された御史大夫の晁錯、儒術を尊ぶなどして竇太后の怒りを買ひ、建元二年自殺を余儀なくされた御史大夫の趙綰、武帝の経済政策の缺点を指摘して反対したため、元封元年太子太傅に左遷された御史大夫の卜式がなぜ倒書されていないのであろう。倒書に反君主專制的思想傾向の「微旨」が込められているとする施丁は、晁錯・趙綰・卜式らが倒書されていない理由を見出せ

ず、「這是司馬遷筆外寓意、此處無聲勝有聲呢？是病後制表、疏忽遺漏了呢？還是本來已經倒書、却因犯諱而被刪削了呢？」前者的可能性較大、但難肯定、只好存疑」⁽⁴⁵⁾と匙を投げている。また、施之勉は太尉置廃の倒書理由を「明有道者不居其位也」⁽⁴⁶⁾だと言うのは、「蓋傷之也」ではおかしいからであるが、そこで『老子』の言葉を持ち出したのは、少々牽強附会の感が否めない。伊藤徳男が倒書の「微旨」を忖度している例を、拙論で五つだけ挙げたが、伊藤氏以前に、第三例と第四例は汪越が、後半の三例を徐克范と施丁が、五例すべてを張大可が指摘している。つまり、五人が同様の見方をしているのである。たとえば、第三例の「周苛守滎陽死」（高皇帝四年、將位欄倒書）について言えば、これは高皇帝元年「御史大夫周苛守滎陽」（御史大夫位欄）、同二年「（漢王）還拋滎陽」（大事記欄）、同三年「楚開我滎陽」（大事記欄）を合わせ見れば、滎陽を守つて項羽に生け捕られ、寢返ることを勧められても肯ぜず、烹殺された周苛の死節を嘉していることは容易に読み取れる。これが「將相年表」全体に「微旨」が込められているということである。ただ、その「微旨」は順書してもわかることであり、倒書の形式を取る必要はまったくないのである。施丁・張大可・伊藤徳男らの議論は、「將相年表」全体に「微旨」が込められていることを強調するあまり、倒書のものにも「微旨」が込められていると早合点をしてしまっているようだ。もし、倒書そのものに「微旨」があるとすれば、六十八の倒書すべて、少なくとも武帝以前の前半部にある三十八の倒書の「微旨」を推定しなければならないし、「將相年表」の倒書自身がその理由を推定できるように書かれていなければならない。しかし、特に大事記欄に書かれた丞相の「免」の記事はその「微旨」をうかがい知れないものが多い。むしろただ事実を記したのみと捉える方が自然である。

ここで、思い起こされるのは羅仕杰の学生である秦照芬の「如將倒書部份去除、會發現並不影響原有內容」という

発言である。彼女の言い方はすこし乱暴だが、倒書を全部取り去つても「将相年表」として備えるべき最低の条件は備えているのである。常置の官である丞相と御史大夫は、新たに就任した年と人名が書いてさえあれば、免職・死などの記事がなくても、年々に誰が丞相であり御史大夫であるかがわかる。特に丞相は在任の何年目かが数字によつて書き込まれていてからなおわかりやすい。常置の官でない太尉も書き方が工夫されており、倒書がなくてもわかるようになつていて。高皇帝一年「太尉長安侯盧綰」、高皇帝五年「後九月、綰為燕王」とあり、引き続き就任した人名が書かれていないので、高皇帝五年に「罷太尉官」という倒書がなくても、以後太尉はいないことがわかる。同様に高皇帝十一年「周勃為太尉、攻代、後官省」とあるので、しばらくして太尉の官が廃されることがわかる。また、高后四年「絳侯周勃為太尉」、孝文元年「勃為相、穎陰侯灌嬰為太尉」、孝文三年「十二月乙亥、太尉穎陰侯灌嬰為丞相」とあり、引き続き就任した人名が書かれていないので、高后四年「置太尉官」と孝文三年「罷太尉官」の倒書がなくとも、高后四年から孝文元年までは周勃が、孝文元年から孝文三年までは灌嬰が太尉であつたことがわかるようになつていて。同様に孝景三年「中尉条侯周亞夫為太尉」、孝景七年「遷為丞相」とあり、引き続き就任した人名が書かれていないので、孝景三年「置太尉官」と孝景七年「罷太尉官」の倒書がなくても、これまでの事情はわかる。⁽⁴⁷⁾ 加えて丞相と同じように太尉の在任年が書かれているという周到ぶりである。⁽⁴⁸⁾ したがつて秦照芬の結論である「因此太史公倒書疑為年表完成後才再加以補充之內容」はきわめて説得的である。

では、補充内容をなぜ倒書したのであろうか。これは「將相年表」が簡策に書かれたことがその一因をなすであろう。これについては周一平が具体的に論述している。彼は百字以上は簡策に、百字以内は方版に書く習慣があるからという理由で、張大可の方版説を否定しているが、最近では百字以上書かれた方版が出土しているので、周一平の論

拠は崩れる。だが、司馬遷が年表を簡策に書いたことを示す資料がある。それは「建元以来侯者年表第八」で、褚少孫は「太史公本表」を補続するにあたり、「後進好事儒者褚先生曰、太史公記事尽於孝武之事、故復修記孝昭以来功臣侯者、編於左方」と、述べていることである。「編於左方」と同様の表現は、褚少孫が「滑稽列伝」を補続した際にも、「復作故事滑稽之語六章、編之於左」とあり、一篇の簡策の左側に更に簡策を編み足してゆく方法である。方版の後に別の方版や簡策を編み足することは、物理的に不可能に近いし、一篇を巻いて保存することから考えても有り得ないことであろう。

以上を、新発見の「秦始皇三十四年曆譜」の倒書と考え合わせれば、司馬遷は「將相年表」を制作する際に簡策を用いて、大事記および丞相・太尉・御史大夫の任職・在職を書き上げた。さらに丞相・太尉・御史大夫の薨・卒・免・自殺などを補充して、自序に述べた如く「賢者記其治、不賢者彰其事」を具現化しようとしたが、書き込むべき欄が手狭なため、当時の習慣によつて簡策を上下逆さまにし、一段下の欄に書き込む方法を採用した。そしてその原則を守り、たとえ本来の欄がほとんど空欄であつても、一段下の欄に書いて一貫性を保つたのであろう。司馬遷の死後、前漢成帝の時代に、ある人が司馬遷の原表をまねて補続したというのが事実に近いのではなかろうか。序のないことは依然として謎である。

1 劉咸炘は『太史公書知意』（一九三一年刊）の「漢興以来將相大臣年表」の項で「此篇有倒書者、不知何意。又不画一、似写誤」と言つてゐる。

2 張晏の説は裴駟『集解』に引かれるだけでなく、司馬貞『索隱』にも、

張晏曰、「遷沒之後、亡景紀・武紀・禮書・樂書・兵書・將相表・三王世家・日者・龜策伝・傅斬等列伝也。」（太史公自序索隠）

また、顏師古の『漢書注』にも、

張晏曰、「遷沒之後、亡景紀・武紀・禮書・樂書・兵書・漢興以來浮相年表・日者列伝・三王世家・龜策列伝・傅斬列伝。元成之間、褚先生補闕、作武帝紀・三王世家・龜策・日者伝、言辭鄙陋、非遷本意也。」（司馬遷伝注）

と、引用されている。

3 『漢書』藝文志の「十篇有錄無書」は班固の自注と考えた。もし、この言葉が劉歆『七略』にすでにあるとすれば、十篇は前漢末には亡佚していた可能性も出てくる。

4 ただし「建元已來王子侯者年表第九」の序だけは「太史公曰」の前に「制詔御史云々」なる一文があり、序全体の字数が極端に少ないことから、これも異色の序といえる。

5 以下小論での用語を定義しておく。「補統」とは、原文に増続することをいい、「補缺」とは、缺漏あるいは亡佚した部分を補筆することをいう。両者の意味を兼ねている時は「補作」の語を用いる。

6 『漢書』張湯伝贊注。

7 『漢書』藝文志・六藝略・春秋家・馮商所統太史公七篇に附される注および『漢書』張湯伝贊注。

8 錢大昕（『廿二史校異』卷一）や余嘉錫（『太史公書亡篇考』武紀第四）は、現在の「孝武本紀」は褚少孫が補つたものが亡佚し、魏晉以後（錢大昕）、両晉間（余嘉錫）の人が補つたものであろうという。

9 漢には二人の史岑がいる。字は子孝という王莽末の人物と、字は孝山という後漢和帝安帝の頃の人物である。范曄の頃からすでにこの二人は混同されており、正しくは「史子孝」と言うべきである。『文選』出師頌の李善注に「蓋有二史岑。字子孝者、仕王莽之末。字孝山者、當和熹之際」とある。また浦起龍『史通通釈』人物篇の史岑の項を参照されたい。

10 沈欽韓は『後漢書疏証』卷三で李賢注の陽城衡（もつとも沈欽韓は「陽城衡」に作るテキストで議論している）が『史通』にいう衛衡のことであることを論じている。

11 晋馮・段肅はともに『後漢書』班固伝に見える。京兆祭酒晋馮と弘農功曹史殷肅（班固集には段肅に作る）のこと。

12 『後漢書』列伝第十八上に伝がある。

13 「後元」は「後」とも書かれ、正式な年号ではない。

14 最下段は「侯第」として、功臣の序列番号が記されている。

15 後漢の班固は、「司馬遷記事、訖于天漢」（『史記』漢興以来將相名臣年表・太始元年集解引）と言つてゐる。「訖于天漢」の意味も不明瞭であるが、班固が「至太初而訖」という司馬遷のことばの存在を知らないわけはないから、おそらく「至太初而訖」の意味を太初末年までと解し、「訖于天漢」としたのかも知れない。この班固のことばは、『史記集解』の撰者である裴駟が「將相年表」の太始元年に引用している。とすれば裴駟は、班固の「訖于天漢」の意味を天漢末年までと解したのであろう。

16 張大可は、『史記』の断限は太初四年であるが、大事件のみは「咸表始終（事の顛末をみな表にする）」というという考え方から、武帝の末まで書いたことを論じている。『史記断限考略』（『西北大学学報』一九八三年第三期。後『史記研究』甘肅人民出版社一九八五年四月、華文出版社二〇〇一年一月所収）

17 わが国には唐鈔本と同系統の鈔本が数巻伝存しているが、残念なことに「將相年表」の部分はない。

18 『讀史記十表』（二十五史補編）中華書局一九五五年一月、又『史記漢書諸表訂補十種』中華書局一九八一年七月所収）の卷之十「讀漢興以來將相名臣年表」。

19 これに該当する記事はない。

20 『史記新註』（一九五八年一二月自序 天津人民出版社一九七九年四月）の「漢興以来將相名臣年表第十」。

21 『大陸雜誌』第五二卷第二期（一九七六年二月）所収。

『史記』「將相年表」倒書考

22 第三十一章。

23 孝景元年の記事。

24 『史記志疑』卷十四「漢興以来将相名臣年表第十」。

25 『漢書』百官公卿表上 相国・丞相の項に「哀帝元寿二年、更名大司徒」とある。

26 明の程一枝撰。

27 「痛何如之」は、「春秋左氏伝」隱公元年「公子益師卒」正義引杜預『春秋釋例』では「何痛如之」に作る。また、昭公九年の伝にも同文がある。

28 『学林漫錄』三集（中華書局一九八一年五月第一版、一九九七年一二月湖北第二次印刷）所収。

29 中国歴史文献研究会編『古籍整理論文集』（甘肅人民出版社一九八四年八月）所収。

30 『史記研究』（甘肅人民出版社一九八五年四月、華文出版社二〇〇一年一月）所収。また『史記新注』（華文出版社二〇〇〇〇年一月）附録三にも「閔于將相表之結構与倒書」として収録。

31 例として、大事記欄に「原表」では「叛」が書かれているのに、「補表」では書かれていないこと。「原表」では皇帝の「崩葬」が書かれているのに、「補表」では書かれていないこと。また、将位欄に「原表」では將軍の封挙が書かれていらないのに、「補表」では主として將軍の封挙が書かれていること。さらに「原表」と「補表」とでは、相位欄・將位欄の倒書の書法が大きいに異なること、などを挙げている。最後の点について、相位欄では「原表」は將軍の薨・卒・免を倒書していないのに対し、「補表」は將軍の卒・免・自殺を倒書していること。將位欄の倒書は「原表」では御史大夫二十九（三十二）人のうち、丞相に昇進した者九（八）人、遷職した者二（三）人を除き、残り十八（二十）人のうち十四（十六）人が薨・卒・免を倒書されていないのに対し、「補表」では御史大夫二十一（二十一）人のうち、丞相に昇進した者九（八）人、遷職した者三（二）人を除き、残り十（十一）人のうち七人が卒・免・死を倒書されていることを指摘する。（）内は筆者の訂正。筆者は中華

書局版に拠つた。ト式を数えているので、張大可も同様と思われる。

32 「建元以来侯者年表」の田千秋が丞相となり、富民侯に封ぜられた征和四年の記事は、褚少孫が補続したものであるから、「將相年表」も征和四年の同記事とそれ以後の記事は、褚少孫が補続したものである、という。

33 例として、司馬遷は文帝の仁政を尊崇しているが、大事記の孝文元年「除收孥相坐律」、二年「除誹謗律」、十三年「除肉刑及田租稅律・戍卒令」、後元七年「民出臨三日」は、みな文帝の仁政を称えたものであること。また、司馬遷は『史記』を書く際、太初四年を一応の断限としているが、征和三年の「春、貳師將軍李廣利出朔方以兵降胡」、「六月、劉屈犧因蠱斬」までを「原表」とするのは、彼の「咸表始終」（惠景間侯者年表序に見える語）なる考え方から、李陵および貳師將軍李廣利が匈奴に降伏した事件と巫蠱事件について、結末まで書いてあることなどを挙げる。

34 『司馬遷史學批評及其理論』（華東師範大学出版社一九八九年二月）の附録・倒書。

35 「二年」は「三年」の誤り。

36 「病起」は「病死」の誤り。

37 甘肅省文物工作隊・甘肃省博物館編『漢簡研究文集』（甘肅人民出版社一九八四年九月）。

38 平河出版社一九九四年一二月。彼はこれ以前に『史記』漢興以来將相名臣年表について—記載事項の検討—（『東北學院大學論集』歴史学・地理学第十八号 一九八七年三月所収）、『史記』漢興以来將相名臣年表について（その二）—司馬遷の原筆の証跡—（『東北学院大学論集』歴史学・地理学第十九号 一九八八年三月所収）を発表し、司馬遷の原筆を征和四年までとしているが、後に考えを改めて、張大可に従い征和三年までとしているので、平河出版社版に拠つた。また所論を簡明に説いていたものに『史記』と司馬遷 山川出版社一九九六年二月がある。

39 羅仕杰は「施之勉」を「徐復觀」と勘違いし、所収の『大陸雜誌』第五二卷を第五七一卷に誤っている。この誤りは次に紹介する李解民の新説にも踏襲されている。

- 40 『簡牘學報』第十五期（台灣蘭台出版社一九九三年二月）所收。
- 41 『文史』一〇〇〇年第三輯所收。
- 42 湖北省荊州市周梁玉橋遺址博物館編『閔沮秦漢墓簡牘』（中華書局二〇〇一年八月）を参照されたい。
- 43 尹湾六号漢墓竹簡「元延二年日記」第二十九簡・第四十八簡（連雲港市博物館等編『尹湾漢墓簡牘』中華書局一九九七年九月所收）などを参照されたい。
- 44 注20。（）内は筆者が補つたもの。
- 45 注29。
- 46 「讀漢興以來將相名臣年表補」（『二十五史補編』中華書局一九五五年二月、又『史記漢書諸表訂補十種』中華書局一九八一年七月所收。）汪越の『讀史記十表』に附せられた補。
- 47 ただ一つの例外は、孝武建元元年「武安侯田蚡為太尉」で、同年「置太尉」の倒書は不要であるが、在任年が書かれていないので、もし建元二年「蚡為太尉」「罷太尉官」の倒書がないと、田蚡の太尉在任は、建元六年「六月癸巳、武安侯田蚡為丞相」まで続くと誤解される。
- 48 ここで倒書は太史公の自書ではないのではないかという疑問がわくかもしれない。しかし「將相年表」の作者を前後に二分する理由の一つとして、倒書の書きぶり自体も前後で違っていること（注31）を思い起こせば、やはり前半までの倒書は司馬遷の手に成るものと考えざるをえない。
- 49 尹湾六号漢墓出土木牘にその例がある。連雲港市博物館等編『尹湾漢墓簡牘』（中華書局一九九七年九月）を参照されたい。